

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令

○長崎県文書取扱規程の一部改正

所管課（室）名

総 務 文 書 課

◎ 告 示

- ・液化石油ガス販売事業者の認定
- 旅館等防火施設整備特別資金貸付要綱の廃止
- 長崎県リゾート地域整備資金貸付要綱の廃止
- 長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正
- 長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定

消 防 保 安 室

観 光 振 興 課

//

こ ども 未 来 課

経 営 支 援 課

砂 防 課

◎ 公 告

- ・令和7年度長崎県調理師試験の実施
- ・測定の終了
- ・測定の実施（2件）
- ・測定の終了（3件）

国保・健康増進課

建 設 企 画 課

//

//

訓 令

長崎県訓令第2号

本 庁

地方機関

長崎県文書取扱規程（昭和38年長崎県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第9条関係） 指令及び一般文書の記号 ア 本庁の課（室）の記号						別表第1（第9条関係） 指令及び一般文書の記号 ア 本庁の課（室）の記号					
課名	記号	課名	記号	課名	記号	課名	記号	課名	記号	課名	記号
秘書課	秘	スポーツ振 興課	スポ振	漁業取締室	漁取	秘書課	秘	国際課	国	漁業振興課	漁振
ながさ きPR戦 略課	PR	県民生活環 境課	県環	水産経営課	水経	ながさ きPR戦 略課	PR	スポーツ振 興課	スポ振	漁業取締室	漁取
広報課	広	男女参画・ 女性活躍推	男女	水産加工流 通課	水流	広報課	広	県民生活環 境課	県環	水産経営課	水経
						政策調	政調	男女参画・	男女	水産加工流	水流

		進室			
政策調整課	政調	人権・同和対策課	人同対	漁港漁場課	漁港
政策企画課	政企	交通・地域安全課	交地	農政課	農政
デジタル戦略課	デジ戦	統計課	統	農業イノベーション推進室	農イ推
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	団体検査指導室	団検指
県民センター	県民	食品安全・消費生活課	食生	農山村振興課	農山村
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農業経営課	農営
人事課	人	水環境対策課	水対	農産園芸課	農園
新行政推進室	新行政	資源循環推進課	資循	農産加工流通課	農流
職員厚生課	職厚	自然環境課	自環	畜産課	畜
財政課	財	福祉保健課	福保	農村整備課	農整
管財課	管	地域保健推進課	地保	諫早湾干拓課	諫干
税務課	税	監査指導課	監指	林政課	林
債権管理室	債管	医療政策課	医政	森林整備室	森整
スマート県庁推進課	スマ県	医療人材対策室	医人	監理課	監
総務事務センター	総事	業務行政室	業	建設企画課	建企
防災企画課	防企	国保・健康増進課	国健	都市政策課	都
基地対策・国民保護課	基国	長寿社会課	長社	道路建設課	道建
消防保安室	消保	障害福祉課	障福	道路維持課	道維
地域づくり推進課	地づ	原爆被爆者援護課	原	港湾課	港
市町村課	市町村	こども未来課	こ未	河川課	河
土地対策室	土対	こども家庭課	こ家	砂防課	砂
交通政策課	交政	産業政策課	産政	建築課	建
新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	営繕課	営
県庁舎	県跡活	新産業推進	新産	住宅課	住

整課		女性活躍推進室		通課	
政策企画課	政企	人権・同和対策課	人同対	漁港漁場課	漁港
IR室	IR	交通・地域安全課	交地	農政課	農政
デジタル戦略課	デジ戦	統計課	統	農業イノベーション推進室	農イ推
総務文書課	総文	生活衛生課	生衛	団体検査指導室	団検指
県民センター	県民	食品安全・消費生活課	食生	農山村振興課	農山村
学事振興課	学振	地域環境課	地環	農業経営課	農営
人事課	人	水環境対策課	水対	農産園芸課	農園
新行政推進室	新行政	資源循環推進課	資循	農産加工流通課	農流
職員厚生課	職厚	自然環境課	自環	畜産課	畜
財政課	財	福祉保健課	福保	農村整備課	農整
管財課	管	地域保健推進課	地保	諫早湾干拓課	諫干
税務課	税	監査指導課	監指	林政課	林
債権管理室	債管	医療政策課	医政	森林整備室	森整
スマート県庁推進課	スマ県	医療人材対策室	医人	監理課	監
総務事務センター	総事	業務行政室	業	建設企画課	建企
防災企画課	防企	国保・健康増進課	国健	都市政策課	都
基地対策・国民保護課	基国	長寿社会課	長社	道路建設課	道建
消防保安室	消保	障害福祉課	障福	道路維持課	道維
地域づくり推進課	地づ	原爆被爆者援護課	原	港湾課	港
市町村課	市町村	こども未来課	こ未	河川課	河
土地対策室	土対	こども家庭課	こ家	砂防課	砂
交通政策課	交政	産業政策課	産政	建築課	建
新幹線対策課	新対	企業振興課	企振	営繕課	営

跡地活用室		課				県庁舎跡地活用室	県跡活	新産業推進課	新産	住宅課	住
文化振興・世界遺産課	文世	新エネルギー推進室	新エネ	用地課	用	文化振興・世界遺産課	文世	新エネルギー推進室	新エネ	用地課	用
ながさきピース文化祭課	ピース	経営支援課	経支	盛土対策室	盛対	ながさきピース文化祭課	ピース	経営支援課	経支	盛土対策室	盛対
観光振興課	観振	未来人材課	未人	会計課	会	観光振興課	観振	未来人材課	未人	会計課	会
インバウンド推進課	インバ	雇用労働政策課	雇労	物品管理室	物管	国際観光振興室	国観	雇用労働政策課	雇労	物品管理室	物管
物産ブランド推進課	物産	漁政課	漁			物産ブランド推進課	物産	漁政課	漁		
国際課	国	漁業振興課	漁振								
イ 略						イ 略					
略						略					

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第216号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき公示する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名
日米ガス機器株式会社
大阪市西区南堀江四丁目25番15号
代表取締役 若林茂樹
- 認定年月日及び認定番号
令和7年3月21日
第8号
- 認定種別
第1号認定

長崎県告示第217号

旅館等防火施設整備特別資金貸付要綱（昭和57年長崎県告示第652号）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第218号

長崎県リゾート地域整備資金貸付要綱（平成元年長崎県告示第1064号）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第219号

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） こども未来課関係						別表（第2条関係） こども未来課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～11 略						1～11 略					
	12	私立幼稚園被災幼児保育料等減免事業補助金	東日本大震災で被災した、私立幼稚園に入園することになった幼児の就学機会を確保し、保護者の経済的負担の軽減を図る。				12	私立幼稚園被災幼児保育料等減免事業補助金	東日本大震災により被災した園児の保育料の軽減に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	学校法人
12 略						13 略					
	14	幼児療育支援事業補助金	発達に支援を要する就学前の幼児とその保護者の相談支援を行うことにより、障害の早期克服と保護者の子育て不安の解消、さらに小学校への円滑な接続を図る。				14	幼児療育支援事業補助金	小学校通級指導教室担当者の助言の下、幼児の支援等を行う療育支援員の配置及び相談支援に係る研修費、教材教具等の整備等に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町
	15	子どものため の教育・保育 給付費	保育の供給を増やし、待機児童の解消を図る				15	子どものため の教育・保育 給付費	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に	4分の1以内	市町

13～16 略

17	教育支援体制整備事業費補助金	認定こども園の設置促進を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 2 略 3 医療的ケア看護師配置事業	略	略
----	----------------	---	--	---	---

18～23 略

24	長崎県こども場所推進事業費補助金	安全・安心で多様なこどもの居場所や多様な体験の機会の充実を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 安全・安心なこどもの居場所の立ち上げに要する経費 (2) こどもの健全育成に資する体験の提供に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	知事が適当と認める者
----	------------------	----------------------------------	---	------------------	------------

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略					
8	県立福祉施設移譲施設元利償還金	県立福祉施設の民間移譲後の円滑な運営を図	県立福祉施設の移譲を受けた社会福祉法人が平成20年度から平成21年度までに	略	

補助金	とともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。	定める。 (1) 認可化移行運営費支援事業 (2) 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
-----	--------------------------------	--

16～19 略

20	教育支援体制整備事業費補助金	認定こども園の設置促進を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 1 教育の質の向上のための緊急環境整備 2 略	略	略
----	----------------	---	--	---	---

21～26 略

こども家庭課関係

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略					
8	県立福祉施設移譲施設補助金	県立福祉施設の民間移譲後の円滑な運営を図	次に掲げる経費 (1) 施設及び設備の整備に要する経費 (2) その他知事	略	

補給補助金		る。	行った改築工事に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金に対し、一会計年度中に支払うべき元利償還金			る。	が必要と認め る経費	
9～18 略				9～18 略				
19	長崎県社会的養護自立支援事業費補助金	児童養護施設等へ入所していた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除者のうち継続支援が適当なものについて、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援を行い将来の自立に結びつけることを目的とする。	児童養護施設等へ入所していた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達による措置解除者のうち継続支援が適当なものについて、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援を行うために要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム若しくは、自立援助ホームの設置者又は里親			
19～21 略				20～22 略				
23	社会的養護従事者処遇改善事業補助金	社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇の改善のため、収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施する。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 処遇改善部分補助事業 (2) 国家公務員給与改定対応部分補助事業	10分の10以内	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援事業を行う事業所（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム）			

[illegible]

	支援給 付費補 助金	間におけ る 身 体 的・精神 的・経済 的負担を 軽減し、 もって妊 婦や胎児 である子 どもの保 健及び福 祉の向上 に寄与す ることを 目的とし て、実施 する市町 を支援す る。	事務費に要する 経費。ただし、 補助対象経費の 基準は、知事が 別に定める。	で知事 が別に 定める 額	
29	長崎県 妊婦に 対する 遠方の 分娩取 扱施設 への交 通費及 び宿泊 費支援 事業	遠方の分 娩取扱施 設で出産 する必要 がある妊 婦に対し て、分娩 取扱施設 までの移 動にかか る交通費 及び宿泊 費の助成 を行う。	次に掲げる者の 分娩取扱施設 までの交通費及 び宿泊費。た だし、補助対象 経費の基準は、 知事が別に定め る。 (1) 住所地（里 帰りしている 場合は、里帰 り先の居住地 とする。以下 この項及び次 項において同 じ。）から最 も近い分娩取 扱施設まで概 ね60分以上の 移動時間を要 する妊婦 (2) 医学的な理 由等により 周産期母子医 療センターで 分娩する必要 がある妊婦で あって、住所 地から最も近 い周産期母子 医療センター まで概ね60分 以上の移動時 間を要する妊 婦	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	市町

30	長崎県 遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診にかかる交通費支援事業	遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行う。	以下に掲げる者の産科医療機関等までの移動にかかる交通費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 (2) 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 (3) 妊娠後期（概ね妊娠32週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町
こども未来課及びこども家庭課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県 児童福祉関係 社会福祉施設 整備費	略			
こども未来課及びこども家庭課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	児童福祉関係 社会福祉施設 整備費 補助金	略			

補助金									
2及び3 略					2及び3 略				
4	長崎県地域子ども・子育て支援事業費補助金	子ども・子育て支援法（平成24年法律 第65号）に基づき、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(15) 略 (16) 産後ケア事業	(1) 略 (2)～(15) 略 (16) 4分の1以内	略	4	長崎県地域子ども・子育て支援事業費補助金	子ども・子育て支援法（平成24年法律 第65号）に基づき、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(15) 略 (1) 略 (2)～(15) 略
5	地域少子化対策重点推進事業補助金	市町が実施する結婚に対する取組並びに結婚、妊娠、出産及び乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり並びにその気運の醸成の取組としての地域少子化対策重点推進事業を支援し、地域における少子化対策を推進する。	地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業 ア及びイ 略 (2) 結婚支援コンシェルジュ事業 (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 ア及びイ 略 (4) 略	(1) 略 (2) 4分の3 (3) 略 (4) 略	略	5	地域少子化対策重点推進事業補助金	市町が実施する結婚に対する取組並びに結婚、妊娠、出産及び乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり並びにその機運の醸成の取組としての地域少子化対策重点推進事業を支援し、地域における少子化対策を推進する。	地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づく事業のうち、次に掲げる取組に係る経費 (1) 地域結婚支援重点推進事業 ア及びイ 略 (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ア及びイ 略 (3) 略 (2) 略 (3) 略

長崎県告示第220号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア及びイ 略	別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア及びイ 略

ウ 経営安定資金（長期設備）

項目	内容
略	
取扱期間	平成25年4月1日から令和10年3月31日の保証承諾分まで

エ 略

(2)及び(3) 略

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
融資目的	国の全国統一保障制度である事業再生計画実施関連保証制度に準拠し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 (1)及び(2) 略 (3) 特定認証紛争解決手続（強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 (4)～(11) 略

略

保証料	責任共有制度の対象の場合は、保証料率は0.8%とし、県が0.4%に相当する額を補助する。 責任共有制度の対象除外の場合は、保証料率は1.0%とし、県が0.4%に相当する額を補助する。	
	(融資額に対する年率)	
	事業再生計画実施関連保証制度	
	区 分	責任共有対象 責任共有対象外
	基準保証料	0.80% 1.00%
	県 補 助 率	0.40% 0.40%
	保 証 料	0.40% 0.60%

ウ 経営安定資金（長期設備）

項目	内容
略	
取扱期間	平成25年4月1日から令和7年3月31日の保証承諾分まで

エ 略

(2)及び(3) 略

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
融資目的	国の全国統一保障制度である事業再生計画実施関連保証制度及び同（感染症対応型）に準拠し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「強化法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 (1)及び(2) 略 (3) 特定認証紛争解決手続（強化法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画 (4)～(11) 略

略

保証料	(1) 事業再生計画実施関連保証制度の場合 責任共有制度の対象の場合は、保証料率は0.8%とし、県が0.4%に相当する額を補助する。 責任共有制度の対象除外の場合の、保証料率は1.0%とし、県が0.4%に相当する額を補助する。	
	(融資額に対する年率)	
	事業再生計画実施関連保証制度	
	区 分	責任共有対象 責任共有対象外
	基準保証料	0.80% 1.00%
	県 補 助 率	0.40% 0.40%
	保 証 料	0.40% 0.60%
	(2) 事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）の場合 責任共有制度の対象の場合は、保証料率は0.8%とし、国が0.6%に相当する額を補助し、県が0.2%に相当する額を補助する。 責任共有制度の対象除外の場合の、保証料率は1.0%とし、国が0.6%に相当する額を補助し、県が0.4%に相当する額を補助する。	

			する。 (融資額に対する年率) 事業再生計画実施関連保証（感染症対応）制度															
			<table><tr><th>区 分</th><th>責任共有対象</th><th>責任共有対象外</th></tr><tr><td>基準保証料</td><td>0.80%</td><td>1.00%</td></tr><tr><td>国 補 助</td><td>0.60%</td><td>0.80%</td></tr><tr><td>県 補 助 率</td><td>0.20%</td><td>0.20%</td></tr><tr><td>保 証 料</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr></table> ただし、事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）の取扱期間終了までとする。	区 分	責任共有対象	責任共有対象外	基準保証料	0.80%	1.00%	国 補 助	0.60%	0.80%	県 補 助 率	0.20%	0.20%	保 証 料	0.00%	0.00%
区 分	責任共有対象	責任共有対象外																
基準保証料	0.80%	1.00%																
国 補 助	0.60%	0.80%																
県 補 助 率	0.20%	0.20%																
保 証 料	0.00%	0.00%																
金融機関の責務及び報告	(1) 略 (2) 事業再生の計画が融資対象に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。 (3) 略 (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が融資対象に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。	金融機関の責務及び報告	(1) 略 (2) 事業再生の計画が2.に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。 (3) 略 (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が2.に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。															
略		略																
イ～エ 略 オ 事業承継資金		イ～エ 略 オ 事業承継資金																
項目	内容	項目	内容															
融資目的	国の全国統一制度である事業承継特別保証制度、特定経営承継関連保証制度に準拠した資金などにより、県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。	融資目的	県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継段階を迎えた事業者の円滑な事業承継の実現に寄与することを目的とする。															
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの ① 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③ 事業承継のために設立された持株会社 ④ 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社 (2) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画	融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの (1) 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 (2) 代表者の交代による経営の承継を行う会社 (3) 事業承継のために設立された持株会社 (4) 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社															

	を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもので、次の①から④までの要件全てを満たすもの ① 資産超過であること。 ② EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること。 ※EBITDA有利子負債倍率 $= (\text{借入金} + \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$ ③ 法人・個人の分離がなされていること。 ④ 返済緩和している借入金がないこと。 (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）の代表者 ① 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。 ② 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 ③ 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 ④ 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 ⑤ 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 ⑥ その他諸費用が生じたこと。	
資金使途	運転資金、設備資金 ただし、融資対象(2)及び(3)は、保証協会の定めるところによる。	資金使途 運転資金、設備資金
略		略
融資限度額	1 億円 ただし、融資対象(3)における特別小口保険に係る保証の場合は、2,000万円	融資限度額 1 億円
融資期間	(1) 融資対象(1)の場合 運転資金10年以内（うち据置1年以内） 設備資金15年以内（うち据置2年以内） (2) 融資対象(2)の場合 10年以内（うち据置1年以内） (3) 融資対象(3)の場合 運転資金10年以内（うち据置1年以内） 設備資金15年以内（うち据置1年以内）	融資期間 運転資金10年以内（うち据置1年以内） 設備資金15年以内（うち据置2年以内）
略		略
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところによ	保証料 保証料率は、保証協会の定めるところによ

	り、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、下表の保証料率から所定の料率を割引く。ただし、融資対象(2)の場合のただし書の表を適用する場合は、割引の適用はない。 (1) 融資対象(1)及び(3)の場合 (融資額に対する年率) <table><tr><th>カテゴリ</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>有担保</td><td>1.12%</td><td>1.00%</td><td>0.84%</td><td>0.68%</td><td>0.52%</td><td>0.40%</td><td>0.24%</td><td>0.08%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>無担保</td><td>1.12%</td><td>1.00%</td><td>0.84%</td><td>0.68%</td><td>0.52%</td><td>0.40%</td><td>0.24%</td><td>0.08%</td><td>0.00%</td></tr></table> ただし、融資対象(3)において特別小口保険を利用する場合は、年率0.24%とする。 (2) 融資対象(2)の場合 (融資額に対する年率) <table><tr><th>カテゴリ</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>有担保</td><td>1.40%</td><td>1.25%</td><td>1.05%</td><td>0.85%</td><td>0.65%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>無担保</td><td>1.50%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>0.95%</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td><td>0.20%</td><td>0.05%</td></tr></table> ただし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる支援を受け、かつ、保証協会が定める一定の要件を満たす場合は、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table><tr><th>カテゴリ</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>有担保</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>無担保</td><td>0.75%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr></table>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%	無担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	無担保	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%	
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																			
有担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%																																																																																			
無担保	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%																																																																																			
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																			
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																																																																																			
無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%																																																																																			
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																			
有担保	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%																																																																																			
無担保	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%	0.00%	0.00%																																																																																			
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(2)に該当する場合は、別に定める事業承継計画書及び財務要件等確認書を添付する。 なお、融資対象(2)に該当し、ただし書の保証料率を適用する場合にあっては、併せて別に定めるガバナンス体制の整備に関するチェックシートを添付する。 また、融資対象(3)に該当する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号）の規定による都道府県知事の認定書の写し（申請書の写し及び認定申請に係る提出書類の写しを含む）を添付する。	申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																																																																																									
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずぎ信用組合 ただし、融資対象(2)及び(3)については、保証協会を除く。	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずぎ信用組合																																																																																									

長崎県告示第221号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県壱岐振興局建設部において縦覧に供する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			小牧東（6）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	壱岐市	郷ノ浦町小牧東触		19番の一部、20番の一部、21番の一部、178番1の一部、183番4の一部、市道桎尾1号線の一部

公 告

令和7年度長崎県調理師試験の実施（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 試験期日 令和7年10月25日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- 試験地 長崎市
- 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
- 出題数及び出題形式 全60問、マークシートによる四肢択一方式
- 受験資格 次の2つの要件を具備すること。
 - 学歴 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - 中学校を卒業した者
 - 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - 旧中学校令による中等学校の2年の課程を修了した者
 - 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
 - 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - 内地以外の地域における学校の修了者であってイ、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
 - 旧国民学校令による国民学校の初等科を修了した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を修了した者であって調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事した者
 - その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者
 - 調理業務従事経験
調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者（(1)のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。）
※ 正規職員以外（パート・アルバイト）の場合は、週4日以上かつ1日6時間以上又は、週5日以上かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とする。
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験申請書 1部
 - 受験票・写真台帳 1部
（上半身、無帽、正面向きで6か月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験都県、氏名及び生年月日を記入したものを所定の台紙に貼付すること。）
 - 受験手数料の領収証書 1部
（払込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。）

エ 受験票送付用封筒（110円分の切手を貼付すること。） 1部

オ 調理業務従事証明書 1部

（調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類（5(1)ケに該当する者は別に5年間）の調理業務従事証明書を添付すること。）

カ 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）

キ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等 1部

（調理業務従事証明書及び過去の調理師試験の受験票（原本）の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6か月以内に交付されたもの）

※ 長崎県が実施した令和元年度以降の調理師試験の受験票（原本）を提出する場合に限り、オ、カ又はキの書類を省略することができる。

(2) 受験手数料 6,400円（所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。）

(3) 受験願書の受付期間及び提出先

令和7年5月7日（水）から同年6月3日（火）までの間に、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（住所：〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階 電話番号：03-3667-1815）に「簡易書留」で郵送提出すること。

(4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。

7 合格者の発表

(1) 合格者は令和7年12月12日（金）午前10時に公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関及び各県立保健所に掲示する。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。

8 その他

(1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当に問い合わせること。

(2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県福祉保健部国保・健康増進課又は公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない。）の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し、180円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和7年5月7日（水）から同月16日（金）までの期間に到着したもの限り、受け付ける。

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（防災対策地域水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市、大村市	令和7年2月28日

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市国見町	令和7年3月24日から 令和7年7月18日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市籠淵町	令和7年4月7日から 令和7年8月25日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市平瀬町（一部）	令和6年11月30日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（道路台帳）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市内の一部（越首、弥平次、東檜山、日当野、成和田、中山、藤尾、平野、切通、天神町、鳴滝、稲田町、丘町、出口）	令和6年12月13日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日

長崎市寺町、風頭町、高平町、愛宕1丁目の全部	令和7年3月7日
------------------------	----------

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏
リント
弥ト